

第3部 金融検査・監督等

第12章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2024 事務年度は、1 協会に対して検査を実施した。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

政策金融機関等について、金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されており、2003 事務年度より、主務大臣と協議の上、検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、各種経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について検査を実施することとしている。

ただし、2024 事務年度における検査実績はない。